

## 令和4年度 第2回牧区地域協議会 次第

日時：令和4年5月17日（火）

午後6時30分から

会場：牧区総合事務所301会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 報告事項

(1) 予約型コミュニティバスの実証運行について

(2) 地域自治推進プロジェクト及び令和4年度の地域協議会の取組等について

### 4 その他（連絡事項）

- ・吉川区地域協議会からの意見書提出について
- ・「牧区地域協議会だより（第55号）」6月25日号発行について

### 5 閉 会

- ・次回（第3回牧区地域協議会） 月 日（ ） 時 分～

# 地域交通プロジェクト

- ・自家用車が無くても安心して生活できる、利用しやすい移動手段の実現
- ・支線バス路線を再構築し、予約型コミュニティバスを運行
- ・利便性の向上と効率的な運行を両立するため、デマンド交通システムを導入

## 現状・課題

- ・人口減少や車社会の進展等によりバス利用者が減少
- ・支線バスは、利用者の減少に伴い運行内容が縮小傾向  
幹線バス路線 利用者:多 → 便数:多  
支線バス路線 利用者:少 → 便数:少
- ・高校生の通学範囲の広域化や高齢化により公共交通の重要性が高まっている

## 取組内容

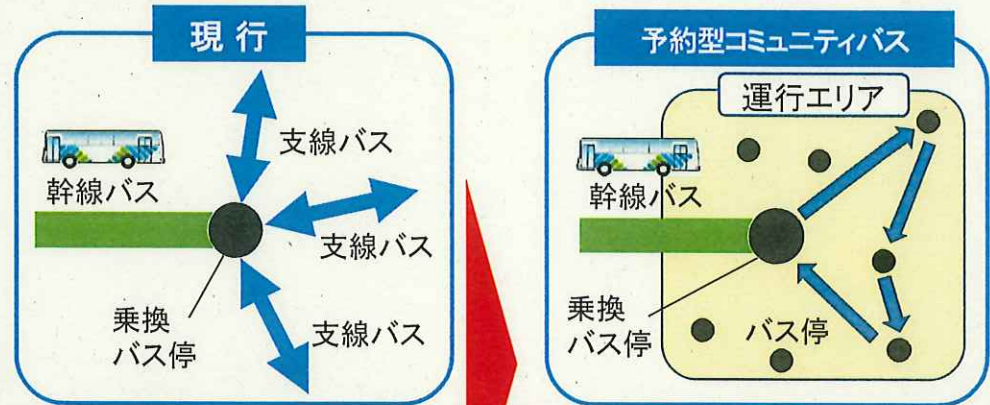
### ○ 予約型コミュニティバスの運行

- ・小型車両で利用者の予約に応じて地域内を移動
- ・地域内の移動を面的にカバーし、交通空白地を解消
- ・運行を効率化するため、AIを活用したデマンド交通システムを導入し、最適な運行ルートを設定
- ・運賃は200円程度

電話やインターネットから予約



### ○ 予約型コミュニティバスのイメージ



項目	現行	予約型コミュニティバス
路線	固定	区内バス停間を自由に運行
時刻表	固定・便数少	細かなダイヤ設定
運行時間	通学対応困難	朝夕の時間延長→通学に対応

### ○ スケジュール

令和4年10月～

- ・安塚区、牧区で実証運行
- ・地域の実情にあった運行方法を検証

令和5年度

- ・検証結果を第2次総合公共交通計画の後期再編計画に反映

令和6年度～

- ・他地域へ展開
- ・利用状況を踏まえ改善

**自家用車が無くても安心して生活できる  
利用しやすい移動手段の実現**



# 令和4年10月から牧区市営バスの新たな運行を開始します

牧区市営バスの新たな運行内容は？



## 1 毎日(平日)、予約に応じて、牧区内のバス停間を運行します。

- (1) 牧区市営バスの新たな運行には、決められたルートはありません。皆さんの予約に応じて、区内のバス停間を運行します。
- (2) 毎日(平日のみ)、午前6時30分から午後7時30分まで運行するので、通勤や通学にも利用できます。
- (3) 牧区市営バスの新たな運行には、定時便を除き、決められた時刻表はありません。利用したい時間の1時間前までに予約をすることで、ご希望に沿った時間に運行します。



※ 幹線バスとの乗継を考慮して、運行時間が調整される場合があります。  
 ※ 予約状況によって、希望どおりの時間に予約できない場合があります。  
 ※ 小中学生の通学時間帯は、定時定路線で運行します。

## 2 これまでの電話予約だけでなく、“インターネット予約”ができます。

- (1) パソコンやスマートフォンなどで予約ができるので、電話をする手間がなく、簡単に予約ができます。
- (2) 電話予約の際は、オペレーターが他の予約状況を確認して、牧区市営バスを利用できる時間をお知らせします。



オペレーターさんに

「▲▲バス停から●時頃に■■バス停に着くようにしたい。」  
 「●時に柳島を出発する宮口線に乗れるようにしてほしい。」  
 と伝えることで、簡単に予約ができます。

※ 利用する時間の1時間前まで(午前6時30分から午前8時30分までの間に利用する場合は前日の午後5時30分まで、午後6時30分から午後7時30分までの間に利用する場合は当日の午後5時30分まで)に予約をお願いします。  
 ※ 運賃は1乗車200円(小学生以下100円)です。



## 牧区市営バスの新たな運行について

### 1 要旨

中山間地域に暮らす高齢者の通院や買物、高校生の通学において、利用しやすい移動手段を確保するため、安塚区と牧区において、AIを活用したデマンド交通システムを導入し、牧区市営バスの実証運行を行うもの。

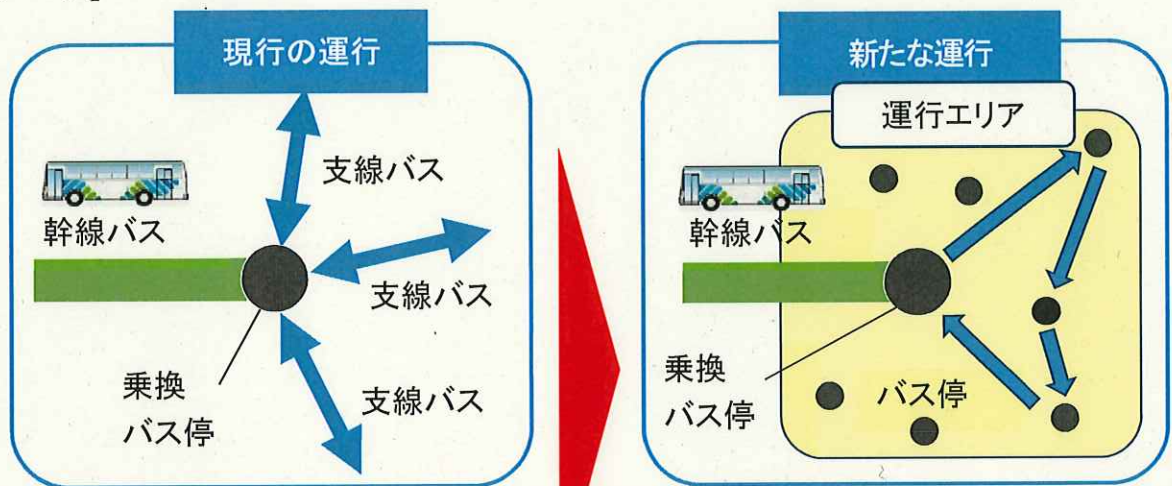
#### <AI デマンド交通システム>

利用者の電話やインターネットからの予約に応じて、AIにより経路設定から車両の配車、運行指示等を自動的かつリアルタイムで効率的に行うシステム。

### 2 運行概要

- ・利用者の電話やインターネットからの予約に応じて、小型車両で地域内を移動
- ・地域内の移動を面的にカバーし、交通空白地を解消
- ・AIを活用したデマンド交通システムを導入し、効率的な運行と利便性の向上を図る。

#### 【イメージ】



項目	現行の運行
路線	固定
時刻表	固定・便数少
運行時間	通学対応困難

新たな運行	
路線	区内バス停間を自由に運行
時刻表	細かなダイヤ設定
運行時間	朝夕の時間延長 → 通学に対応

### 4 牧区における運行内容（案）

#### ◎大きな変更点

- ・路線ごとの運行に代わり、路線を定めず区内の停留所間を自由に運行します。
- ・定時便を除き時刻表はなく、利用者が希望する時間に運行します。
- ※幹線バスとの乗継を考慮して運行時間が調整される場合があるほか、予約状況によって希望どおりの時間に予約できない場合があります。
- ・高校生等の通学を考慮し、朝は6時台、夜は19時台まで運行します。
- ・電話での予約のほか、インターネットから予約できます。

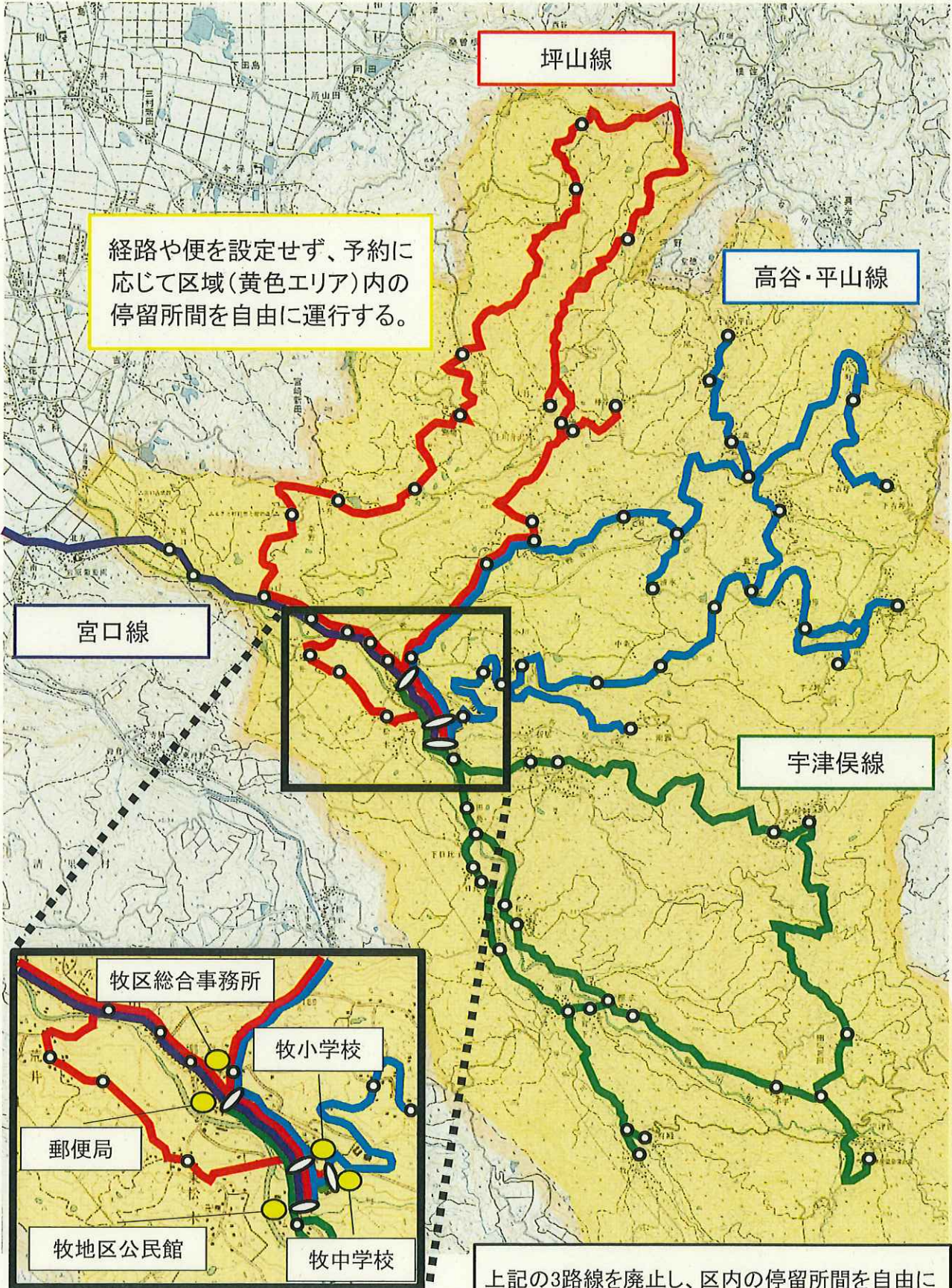
項目	現在	再編案
運行形態	市営バス（スクール混乗バス）	市営バス（スクール混乗バス）
運行エリア	区内	区内
路線	①坪山線 ②高谷・平山線 ③宇津俣線	なし（区内を自由に運行）
運行車両	ミニバン、マイクロバス	ミニバン、マイクロバス
車両台数	3台	3台
乗降場所	バス停、自由乗降	バス停
バス停数	71か所	71か所+α
運行日	平日	平日
時刻表	あり	なし
運行時間	①坪山線 7:18~17:52(6便/日) ②高谷・平山線7:27~17:38(6便/日) ③宇津俣線 7:25~18:43(8便/日) (通学時間帯の3便は定時便、 その他の便はデマンド便)	6:30~19:30 (通学時間帯は定時定路線、 その他時間帯はデマンド)
予約方法	電話	電話、インターネット
予約受付時間	7:00~19:00	7:00~19:00
予約締切時間	始発時刻の1時間前まで	希望の乗車時間の1時間前まで 6:30~8:00は前日18:00まで
運賃	1乗車200円	1乗車200円

## 5 スケジュール（案）

時期	内容
令和4年4月~	牧区公共交通懇話会で審議、デマンド交通システム開発事業者を選定、地域説明・意見聴取
令和4年7月	牧区公共交通懇話会・上越市地域公共交通活性化協議会で審議
令和4年10月~	安塚・牧区における実証運行、地域の実情にあった運行方法を検証
令和5年度	検証結果を第2次総合公共交通計画の後期再編計画に反映
令和6年度	他地域への展開、利用状況を踏まえ改善



牧区運行区域図



経路や便を設定せず、予約に応じて区域(黄色エリア)内の停留所間を自由に運行する。

上記の3路線を廃止し、区内の停留所間を自由に運行する新たな牧区市営バスを導入する。  
区外への移動は、引き続き宮口線に乗り継ぐ。



## 地域自治推進プロジェクト及び令和4年度の地域協議会の取組等について

### ◎ 令和4年度に地域協議会による取り組みをお願いする事項

地域の活力向上を目指して、次の2点をお願いします。

- ① 「地域を元気にするために必要な提案事業（元気事業）の提案」や「意見書の提出」、「地域内での課題解決」に向けて、自主的審議による議論を進めていただく。
- ② 「地域活性化の方向性の作成」に着手いただく。

### 1 市長公約プロジェクト「地域自治推進プロジェクト」について（説明事項）

- ・ 地域自治推進プロジェクトの概要 資料1

### 2 令和4年度に地域協議会から取り組んでいただきたい事項（お願い事項）

- ① 取組の進め方 資料2
  
- ② 自主的審議について 資料3、4、5
  
- ③ 「地域活性化の方向性」の作成 資料6

#### 配布資料

- ・ 資料1 公約プロジェクト1 地域自治推進プロジェクト
- ・ 資料2 【令和4年度】地域協議会から取り組んでいただきたい事項
- ・ 資料3 令和4年度の自主的審議の流れ
- ・ 資料4 「地域を元気にするために必要な提案事業（元気事業）」の手順例
- ・ 資料5 平成30年度頸城区地域協議会から提案のあった事業提案書（写し）
- ・ 資料6 各地域協議会による「地域活性化の方向性」の作成について

・地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を目指す。

## 《現状に対する課題認識》

・「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような自治区単位での自主的な活動がなかなか広がらない

その要因 ⇒ 活動を企画・実行する人材の確保が困難  
⇒ 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的

## 《課題解決の方向性》

・地域と市が一緒になって話し合い、市内各所の多様な資源をいかしながら地域の活力を高めていく取組を実現



## 《検討の観点》

- ・どうやって「地域のことを地域で実行できる取組」を生み出していくか
- ・どうやって「地域の人材」を取り込むか
- ・どうやって「地域のニーズ」を把握していくか

## 《検討の展開順序》

- ・現状のまま推移した場合の課題の深掘り
- ・合併後20年を迎えようとする今、20年後の将来を見据えた「理想的な姿」の考察
- ・実現するためのロードマップの策定

※現状の運用も含め、しっかりと時間をかけた議論・検討

※制度を運用していくことを見据えた丁寧な制度設計と合意形成

## 《検討事項・論点例》

- ・地域自治の活動を活性化する予算  
⇒【事業の検討・提案方法、評価方法】
- ・地域の活動団体 ⇒【公益的活動の充実】
- ・地域協議会 ⇒【役割の再整理】
- ・総合事務所、まちづくりセンター  
⇒【地域との関わり方】
- ・区域 ⇒【設定の考え方の再整理】

## 《検討方法》

- ・総合事務所、まちづくりセンターを含む庁内での協議
- ・地域協議会や住民組織など活動団体へのヒアリングと協議
- ・他自治体の事例調査

## 《最終目標》

地域に住み続けることに誇りと愛着を持ち、市民生活の満足感の高揚や質の向上が図られる取組を生み出した状態

※スピード感の異なる検討課題に対しては、緊急性に応じて柔軟に対応



# 【令和4年度】地域協議会から取り組んでいただきたい事項

地域の活力向上を目指して、主に次の2点をお願いします。

- ① 「元気事業の提案」や「意見書の提出」、「地域内での課題解決」に向けて、自主的審議事項による議論を進めていただく。
- ② 「地域活性化の方向性の作成」に着手いただく。

## 【スケジュール】

年度	令和4年度				令和5年度	令和6年度以降
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月		
①自主的審議	自主的審議事項（継続審議・課題の抽出～テーマ決め～課題解決に向けた検討等） ※令和5年度以降に解決を図るもの					
	自主的審議事項（同上） ※令和4年度内での取組内容の取りまとめ等を図るもの					
地域を元気にするために必要な提案事業	自主的審議の進捗に応じて 事業提案に向けた検討（地域協・地域団体・市）→提案 [市] 提案内容の審査～予算要求～議決				[地域] 取組着手	[市] 事業実施
意見書の提出	意見書の内容の検討 → 意見書提出 [市] 対応検討～予算要求(必要に応じて)～議決				[市] 事業実施	
地域内で課題解決	地域団体等への働きかけ [地域] 課題解決に向けた取組に着手					
②地域活性化の方向性の作成	[市] 作成に着手 ※自主的審議の状況を踏まえて、令和4年度中に作成に着手、完了期限は設けない					
	作成依頼 [市] 作成に着手 ※自主的審議と並行して作成した方が効率的な場合、9月末を目途に作成					

※その他、通年適時の事業として、諮問・答申や委員研修の実施、地域協議会だよりの発行等があります。

**【凡例】**

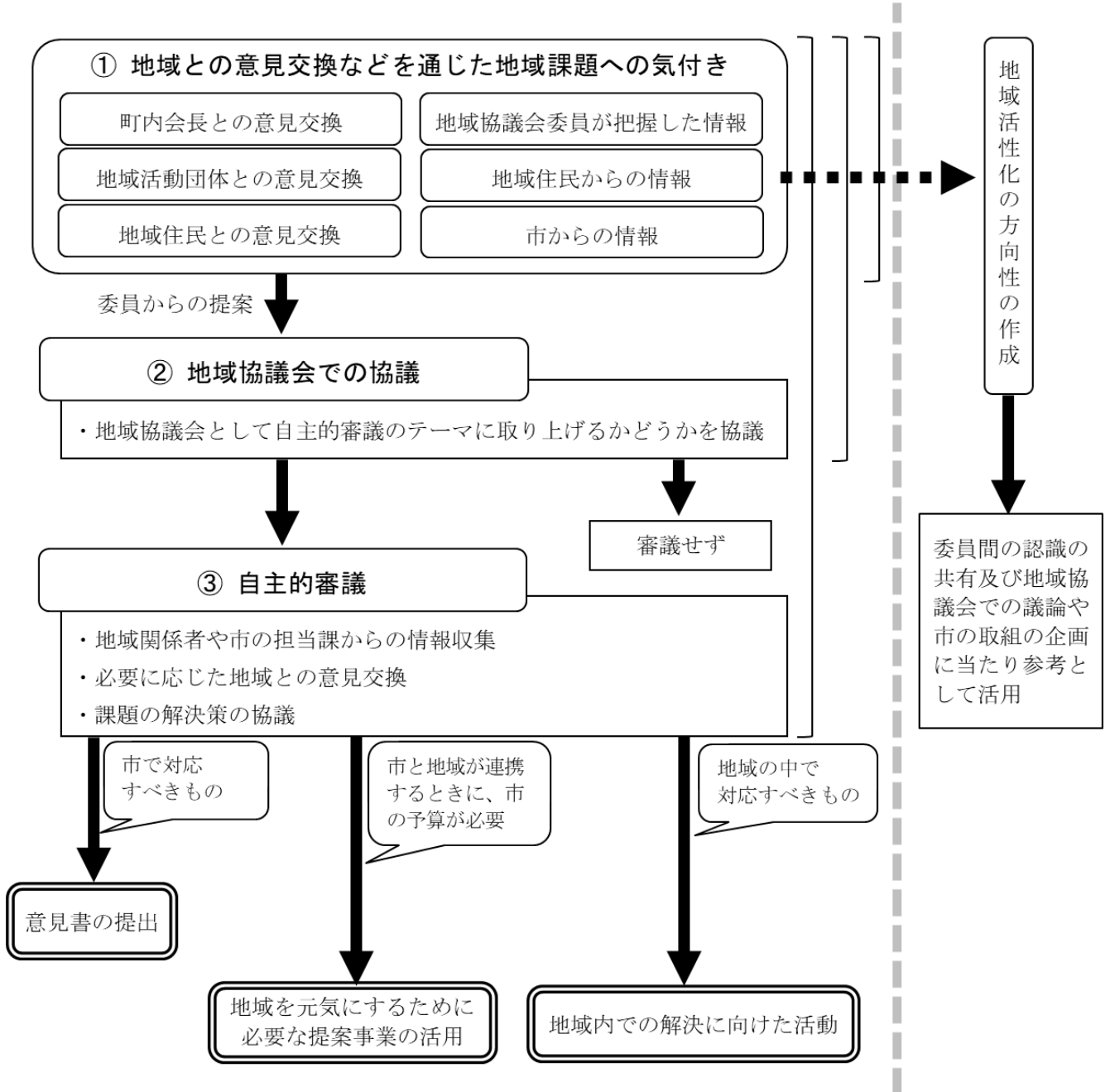
- 緑色矢印：地域協議会
- 青色矢印：地域団体等
- 黄色矢印：市

## 【参考】市で取り組むこと

「地域独自の予算（予算要求の仕組み）」は、市が令和4年度中に制度設計を行います

年度	令和4年度				令和5年度	令和6年度以降
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月		
地域独自の予算（予算要求の仕組み）	[市] 庁内検討	意見交換と合意形成（地域協、住民組織、地域団体等）		[市] 制度確定	[市] 地域と事業検討・R6予算編成	[市]・[地域] 事業実施
			※地域、市の検討状況によっては12月補正等へ前倒し		[地域] 事業検討	

## 令和4年度の自主的審議の流れ





# 「地域を元気にするために必要な提案事業（元気事業）」の手順例

自主的審議を進めた中で、地域団体等（取組を実施する団体）の参画により課題の解決を図ろうとした時、地域協議会だけではなく、市の協力も必要となる事柄（人材面、資金面、制度の運用面など）が想定される場合、「元気事業」の提案に向けた協議を開始する。

## 元気事業の条件、意見書との違い

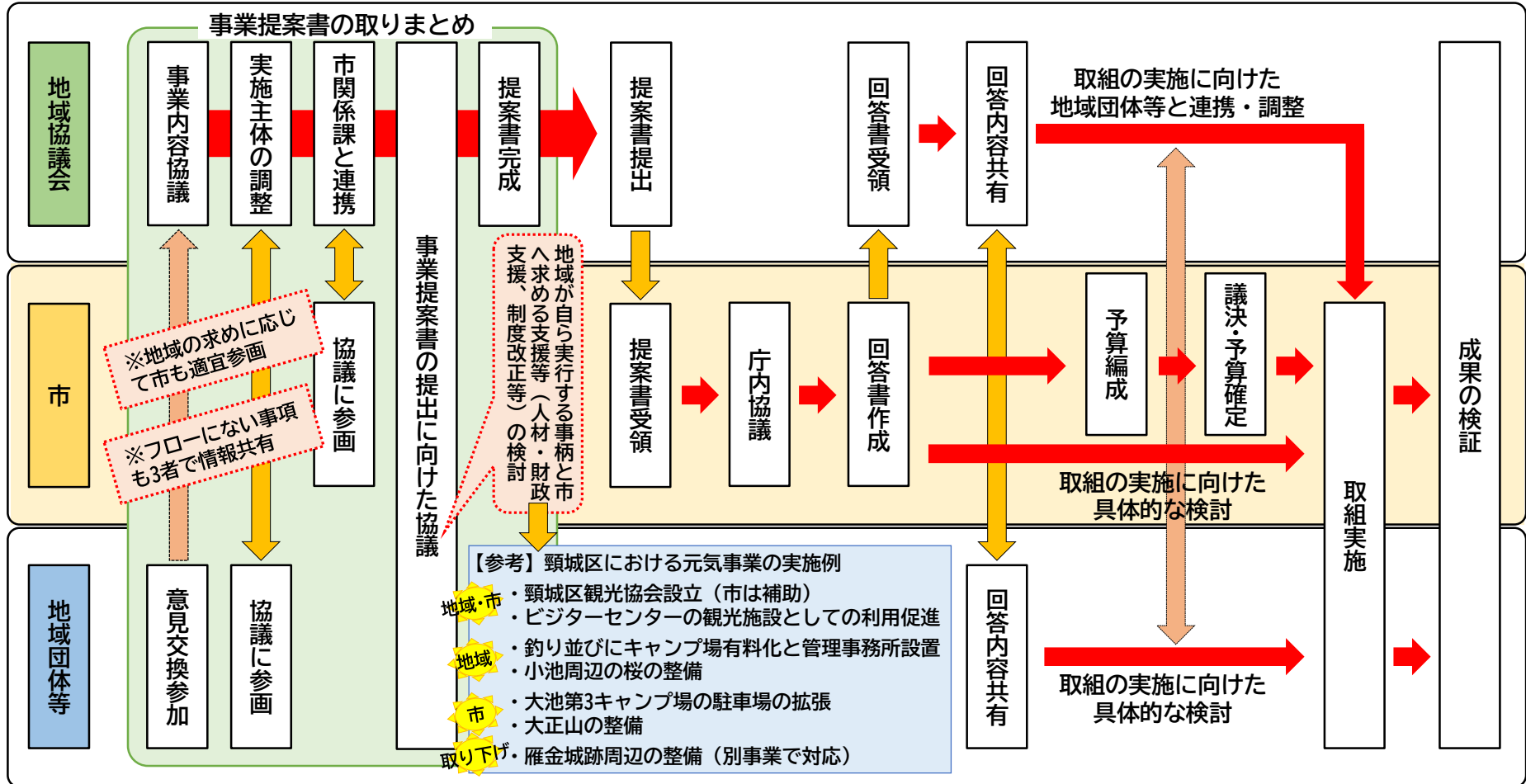
- ☆地域住民や地域団体等との意見交換を通じて把握した課題への対応であること → 協議会のみで検討された課題は原則対象外
- ☆地域団体等が主体的に取り組む事業であること → 市だけに事業を依頼するものは意見書
- ☆事業提案に向けた検討の段階から、市が協議に加わる → 市が加わることで、提案事業の実現性、実効性を高める

当年度>>>>

(9月目途)

翌年度以降>>>

### 事業提案書の取りまとめ





地域を元気にするために必要な提案事業  
事業提案書

当地域協議会では、平成28年2月に頸城区総合事務所と共催をして、区内5か所で「地区別意見交換会」を開催してきました。この意見交換会は、各地域の抱える課題について相互理解を深め、課題を解決するために住民の皆さんと行政等が各々の立場でどう取り組むか、どう連携していくべきか等について、住民の皆さんと語り合い「地域課題への気づきの場」としてきたものであります。

意見交換会には、110名からの住民の皆さんの参加があり、70項目からの広範囲にわたる地域課題が意見として寄せられました。

これらの地域からの意見を受け、地域協議会では、当協議会内に設けてある「地域振興部会」「産業部会」「教育福祉部会」の3部会で協議を進め、自主的審議事項のテーマ設定に向けた絞り込みを進めてまいりました。

協議の結果、「地区別意見交換会」のいずれの会場でも出ていたご意見の、「大池・小池周辺を総称する“大池いこいの森”が、にいがた景勝100選や新潟県森林浴の森100選にも選ばれた歴史的にも素晴らしい景勝地であるにも関わらず、観光資源としての利活用が不十分ではないか」という指摘に応えるため、平成29年11月「大池・小池の観光資源としての利活用について」を自主的審議事項のテーマとして取り上げることに決定しました。

また、この自主的審議を進めるなかで住民との意見交換会や現地調査・市の担当者からの情報収集なども踏まえ、この度、「大池・小池の観光資源としての利活用について」を具現化する事業概要を取りまとめたところであります。

つきましては、当該事業を「地域を元気にするために必要な提案事業」として提案いたしますので、ご支援、ご指導をお願いいたします。

◎事業概要 別紙のとおり

◎市への具体的なお願い事項

- ・各事業実施にあたって、市担当課の主体的な取組みと支援
- ・「大池・小池の観光資源としての利活用について」の事業のために必要な運営費及び事業費の補助







平成30年10月19日

頸城区地域協議会

会長 井部 辰男

上越市長 村山 秀幸 様

Faint, illegible text in the header area, possibly a prelude or address.

Main body of faint, illegible text, likely the content of the letter or report.

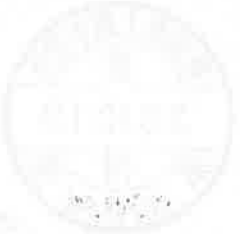
井部 辰男 (Signature)

井部 辰男 (Name)

頸城区地域協議会 (Organization Name)

〒950-0001 新潟県頸城区 (Address)

〒950-0001 頸城区 (Address)



## 事業概要書

事業名	大池・小池の観光資源としての利活用事業
事業の目的	<p>頸城区には風光明媚な大池・小池という歴史的にもすばらしい自然観光資源がある。しかし、十分な利活用がなされていない。頸城区の観光振興を通じた活性化等を図る観点から、大池・小池の施設の周辺整備を進める。</p>
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ビジターセンターの観光施設としての利用促進 大池・小池を地域の宝として活用すべく、ビジターセンターの観光施設としての利用促進を行う。</li>   <li>2 大池第3キャンプ場の駐車場の拡張 大池第3キャンプ場をより使いやすい施設とするため、周囲の自然環境に配慮した駐車場の拡張を行う。</li>   <li>3 小池周辺の桜の整備 市内でも有数な八重桜の名所として、八重桜まつりの開催も視野に、小池周辺の桜の整備のほか周辺全体の維持管理を行う。</li>   <li>4 大池・小池の釣り、並びにキャンプ場利用の有料化と管理事務所の設置 大池・小池の利活用として釣りの再開、並びにキャンプ場の有効利用としての有料化を進めるとともに維持管理のための管理事務所を設置する。</li>   <li>5 大正山の整備 展望広場の整備、進入路・散策道の整備、通路転落防止柵の設置、駐車場の整備、眺望等（立木）の整備を行う。</li>   <li>6 雁金城跡周辺の整備 雁金城跡来訪者の安全確保のため、危険個所の整備を行う。</li> </ol>



## 各地域協議会による「地域活性化の方向性」の作成について（お願い）

### 1 「地域活性化の方向性」の作成目的

地域協議会による地域の活力向上に向けた議論を進めるに当たり、委員間の認識の共有はもとより、地域協議会と市の認識の共有を図るとともに、市の取組の企画の参考としたいことから、地域において特に重視したいこと、大切にしたいことを、各地域協議会において「地域活性化の方向性」として作成するもの

- ◎用途 (1)自主的審議、元気事業、意見書、地域への働きかけの取組における、各地域協議会及び総合事務所、まちづくりセンターの共通認識  
(2)市の取組の企画の参考とする考え方
- ◎作成主体 各地域協議会

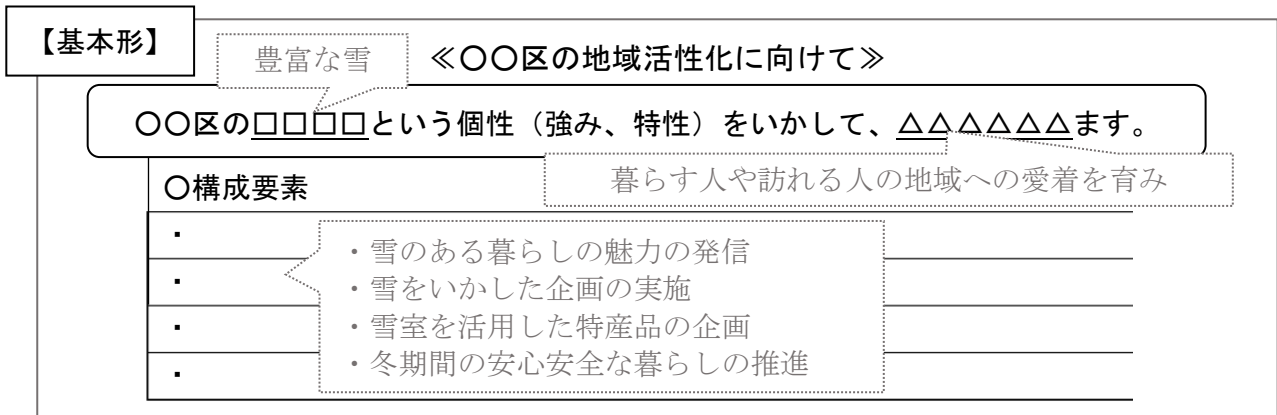
### 2 「地域活性化の方向性」の作成の着手時期

各地域協議会において、令和4年度に地域活性化の方向性の作成を始めるようお願いします。

### 3 「地域活性化の方向性」の内容

- ・幅広い分野（地域資源・産業・観光・農業・自然・風土等）の中から、各区の個性や特性をいかすことで、地域の活性化につなげるもの。
- ・地域の課題解消や現在の状態をさらに良くすることで、地域の活性化につながるもの。
- ・方向性の構成要素は、おおむね1～5つ程度で作成願います。

※全区で作成し、市民からも見ていただくため、一定の分かりやすさを必要とすることから、構成、書きぶりについて、下記の基本形に沿って作成願います。



### 4 「地域活性化の方向性」の作成後の取扱い

- (1) 各地域協議会の自主的審議のテーマの選定、元気事業や意見書の内容等を制限するものとはしません。
- (2) 他の団体等が作成した既存の地域の計画等（まちづくり計画、農業振興に関する計画等）を妨げるものとはしません。※協力して取り組むことで互いが良い方向に進める事項については、積極的な連携を考えていくことが想定されます。
- (3) 地域協議会による作成とするため、市全体の方針や考え方と異なる方向性（構成要素含む）の作成も可能ですが、そのような内容とする場合は、市の一体性の確保や公益性との間で整合を図ることができないことから、その方向性に基づく取組を市が行うことは困難です。

### 5 「地域活性化の方向性」の作成手順 ※令和4年度に次の①②を開始

- ①各事務局から地域協議会へ作成を依頼
- ②各地域協議会で作成（例：2～4回（アイデア出し1～2回、話し合い1～2回、まとめ1回など）。会議の後半の時間などを使って）
- ③完成